

タイトル	トマ・ピケティと宇野弘蔵：21 世紀の資本をめぐって
著者	河西，勝；KASAI，Masaru
引用	季刊北海学園大学経済論集，63(2)：01-24
発行日	2015-09-30

《論説》

トマ・ピケティと宇野弘蔵

—『21 世紀の資本』をめぐる—

河 西 勝

(1) はじめに

「変容論アプローチ」は功をそうしたようだ。遂に宇野学派は解体された。そんな中で本稿は、資本主義の世界史的発展は一次大戦をもって終わるとする宇野三段階論の決定的論点を、ピケティの「不労所得生活者の社会」から「経営者の社会」への移行論およびラーテナウの「企業それ自体」論の解説を通じて、改めて検証する。それとともに資本概念をめぐる宇野原論の重大な難点が解明され、宇野理論の大きな再生可能性が展望される。

宇野は、1971 年の『経済政策論改訂版』の「補記 — 第一次大戦後の資本主義の発展について」で、1954 年の旧版の結語の中の「段階論はしかし資本主義の発展の歴史そのものではない」という一句につけた「注記」を次のように引用する。「本書は見られる通りその対象の範囲を第一次大戦までの資本主義の発展に限定している。その後の資本主義の発展が段階的規定をなすのに如何なる程度まで役立てられるかは極めて興味ある、重要な問題であるが、疑問として残しておきたい。1917 年のロシア革命後の世界経済の研究は、資本主義の典型的発展段階の規定を与える段階論よりも、むしろ現状分析としての世界経済論の課題ではないかとも考えられるのである。」

宇野は「この改訂版ではこの注記を削除した」という。その理由は、第一次大戦以後、また特に第二次大戦以後の「資本主義国の発

展は顕著なるものを見せながら」、ソ連、中国、北朝鮮、東欧諸国等における「社会主義諸国の建設を阻止し得るものではなかったようであり、しかもその発展に新たな段階を画するものがあるとは言えないからである。」宇野によれば、それらの発展によって、結局、段階論としての政策論に新たな展開を規定することはできないのであって、「その対象の範囲を……」の「限定」は不必要のことであつた。つまり段階論の「対象の範囲を第一次大戦前までの資本主義の発展に限定」するという注記は「不必要であつた」。「第一次大戦後の資本主義の発展は、それによって資本主義の世界史的発展の段階論的規定を与えられるものとしてでなく、社会主義に対立する資本主義として、いいかえれば世界経済論としての現状分析の対象をなすものとしなければならない」からである。

以上の宇野による段階論と現状分析との明確な区別立てに関して、山口克重は次のような解釈・曲解を提案した。「文章の流れからいうと旧版当時は段階論としての政策論について曖昧な考えが残っていた、あるいは迷いがあつた、といてその理由を述べたあと〈しかし〉といているのであるから、〈その後の資本主義の発展〉をみて、迷いが吹切れて、〈その発展に新たな段階を画するものあるとはいえない〉、〈段階論としての政策論に新たな展開を規定することはできない〉、したがって従来の段階論の〈対象の範囲〉を

大戦前に限定する必要はないという結論に達し、新しい段階として規定することを止めた、というように読むのが率直の読み方であろう。宇野はここで、その後の資本主義は従来の宇野の段階論が適用可能な資本主義だという結論に達した、と読むことができると私は考えている……。」(山口 2013)

三段階論を中期宇野に見られた一国発展主義の二段階論(一国資本主義的論理=歴史)へと逆転する宇野学派トップの試み。それはさらに変容して小幡道昭の「変容論的アプローチ」に継承された(小幡 2010)。かくして宇野学派は解体したが、それでも「樅の木は残った」のである。

もう一人のトップ、伊藤誠(2010)は次のように述べている。文中の(a), (b), (c)は引用者による付記。…19 世紀の中葉におけるマルクスの価値形態論の展開を、宇野が 20 世紀中頃に、純粋な流通形態として再構成したのは、どのような歴史社会に基礎をおくものであったか。宇野自身は、むしろ 19 世紀中葉にいたるイギリスにおける資本主義社会の純化傾向を延長して、「純粋の資本主義社会」を想定して原理論を展開するという方法論を主張していたので、こうした問題のたてかたは拒否したにちがいない。とはいえ、20 世紀における戦時統制経済やソ連型計画経済における市場経済の諸形態や機能によらない経済秩序の現実的実験(さらにあるいは中央銀行券の金兌換停止による貨幣の国家的管理の実現)などが、(a)社会的労働生産過程の実体的な維持(経済原則の実現と読む…引用者)と(b)資本主義のもとでそれを組織し媒介する商品経済の諸形態との(c)相対的分離可能性を、マルクスの時代よりもさらにはっきりと意識させ、理論的に明確化するよう要請する、歴史的経験をなしていたといえないであろうか。…

さすがに伊藤(2010)は、宇野三段階論の成立論拠の核心を突いているといえるかもし

れない。われわれにとっては、「純粋の流通形態」を一般的に「純粋の資本主義社会」に置き換えることに何の躊躇も要らない。また(a)を現状分析、(b)を原理論および段階論と考えることが許されるとすれば、あきらかに次の等式が成立する。 $(a)-(b)=(c)$, もしくは $(a)-(c)=(b)$, (a)の(b)に対する(c)の解明こそが、原理論・段階論を標準とする現状分析つまり三段階論の「方法と課題」をなすといえよう。ここでは伊藤は、第一次大戦以降を大戦前の段階論・原理論に対して明確に区別する宇野三段論に即した考え方を示しているといえよう。ところが伊藤は、ここでいう「純粋な流通形態」を「純粋な資本主義社会」としてではなく、非常に狭く、いわゆる商品論、金貨幣生成論における「純粋な流通形態」に限定して論じているようだ。かねてからの持論によって、伊藤は、はじめから「純粋な資本主義社会の想定」を拒絶していた。これによって一次大戦を画期とみなす三段階論は清算され、世界資本主義論との折衷説、さらに資本主義の論理=歴史説へと逆転してしまったようだ。

伊藤(2009)によれば、「貨幣の資本への転化」論における降旗節雄の「純粋の資本主義社会の想定」に対して、宇野は、次のように批判した。「商品、貨幣、資本の流通形態を展開するさい、商品の形態規定、貨幣の機能論、資本の運動形式論は、一律に扱えるものではない。資本の運動形式論は、最後に産業資本形式において資本主義社会の特殊な歴史性を導入するのであって、それに先行する資本の運動形式は、むしろ資本主義に先立って出現する古くからの商人資本、金貸資本によって展開されるべきものと考えられる」。伊藤によれば、「歴史を理論的に解明する経済学の原理論にとって、その体系に特有な転化論は、資本主義の形成発展の歴史的特質に根ざして構成されるべきであり、その意味では、けっして純粋な資本主義社会の内部に反

復される経済関係の考察のみにとどまりえない史実に依拠せざるを得ないところがある…」。

しかし宇野において、「古くからの商人資本、金貸資本」の例証によって、「貨幣の資本への転化」が論じられたからといって、その転化論が成功したわけでも、「最後に産業資本形式において資本主義社会の特殊な歴史性」が完璧に論証されたわけでもない。宇野の「貨幣の資本への転化」論の失敗は、けっきょくは、誤った「純粋な資本主義社会」の想定にある。商人資本でも、産業資本でも、歴史的に固定資本を前提にしてのみそれらの形式・流通形態・循環資本の論理が存在可能になる。固定資本（商業施設・店舗や生産手段）を商人資本的形式や産業資本形式などの流通形態に還元・解消してしまう資本の流通主義——一種の市場原理主義——にこそ重大な欠陥があったのである（河西 2009）。

けっきょくは資本主義の歴史過程を論理に反映させる以外にその論理はなりたないとする伊藤の我田引水が、山口のしまりのない——たとえば資本市場論を平気で原理論とするような——歪曲を経てとめどもなく肥大化した。最後は小幡（2015）の「変容論的アプローチ」によって、原理論・段階論・現状分析は不毛な未開拓荒野、論理＝歴史説（資本主義の発生・発展・消滅の弁証法）のマルクス主義経済学像へと変貌した。

（2）ピケティの「不労所得生活者の社会」

『21世紀の資本』における「二つの世界」

ピケティは、国民の資本所有および所得の格差に関連して、「不労所得生活者の社会」と「経営者の社会」とを「二つの世界」として明確に区別して論じている。前者には「レッセフェール主義」国家、後者には「社会国家」が対応している。ただしピケティい

わく、「私が示した二種類の超不平等社会——不労所得生活者の社会とスーパー経営者の社会——の明確な対比が、単純で誇張されたものだということはお忘れなく」。（ピケティ 2013）

一次大戦以後、所得と相続財産に対する極めて累進性の高い課税と共に、相当程度にわたり、不労所得生活者の社会から経営者の社会つまり経営と所有の分離へと移行した。トップ百分位において、不労所得者（富・資本所有から得られる年収で生活できるだけの資産を持つ人々）が優勢を占める社会から、所得階層のトップ百分位を含む最上位層が、主に仕事の成功によって得られる労働所得で生活する高賃金獲得者によって構成される社会へと移行した。資本/所得比率は、2013年までにベル・エボック期に戻ったが、不労所得生活者の社会が復活したわけではない。その理由のひとつは、所得と相続財産に対して、一次大戦前と比較すれば累進性の極めて高い課税が、依然として維持されていることである。「結局のところ、1913-1950の資本/所得率の減少はヨーロッパの自殺の歴史であり、特にヨーロッパの資本家たちの安楽死の歴史であった」（ピケティ 2013）。

「不労所得者の社会」から「経営者の社会」への「移行」にかんして、後者を現状分析に、前者を原理論と段階論として対応させれば、ここに、ピケティの「現状分析」と政策提言は、宇野三段階論によって強固な方法論上の基礎を確立することになる。一次大戦を画期とする「二つの世界」の時系列上の展開を三段階論に昇華させる限りで、ピケティの社会科学に対する貢献は正當に評価されるものとなろう。「企業それ自体」と同様に、「経営者の社会」が脱資本主義的社会として、人類前史を超えて、「資本」に代わって直接人間が技術経済社会をつくり出すという意味における普遍的性格をもつことが明確にされるからである。

ピケティの国民経済計算と納税申告などに基づく一次大戦後の「経営者の社会」の分析が豊富な「現状分析」をなしていることは、誰でも認めざるをえない。一次大戦、大恐慌、二次大戦、福祉国家と高度成長、レーガンやサッチャーの新自由主義、21 世紀初頭の金融危機、極端な所得格差復活に対する危機、国際税制改革などなど、現状分析では、時と所の具体性を欠くもっともらしい純粋経済理論や経済決定論は普遍主義または歴史主義の経済学派を問わず批判され排除されている。

現状分析ではいかなる純粋経済理論も排除されるという点では、ピケティのいう、資本からの所得/国民所得比率 $\alpha = \text{資本収益率 } r \times \text{資本/所得比率 } \beta$ (第一基本法則) と資本/所得比率 $\beta = \text{貯蓄率 } s / \text{成長率 } g$ (第二基本法則) 自身についても、それらを経済法則論として理解する限りで例外にはならない。「富の分配史は昔から極めて政治的で、経済メカニズムだけに還元できるものではない。特に、一次大戦以後から 1950 年にかけてほとんどの先進国で生じた格差の低減は、何よりも戦争の結果であり、戦争のショックに対応するため政府が採用した政策の結果なのだ。同様に、1890 年以降の格差再興もまた、過去数十年における政治的シフトによる部分大きい。特に課税と金融に関する部分大きい」(ピケティ 2013)。

一方で、「不労所得者の社会」が経済学の原理論と段階論の対象をなすことは、ソ連邦の崩壊に直面し、また資本主義社会の特殊歴史性を認めない普遍主義的な新古典派ないし国民経済計算に依拠するピケティにとっては当然だが、明確に意識されてはいない。1914 年以前および 19 世紀にも「現状分析」の手法がそのまま適用されているようにもみえる。とはいえ、土地革命を伴ったフランス革命や領土を決めた 1815 年のウィーン講和条約以後から一次大戦直前まで (100 年間の世界平和の時代) については、「富と所得の格差につい

て」、事実上「経済システム」への「還元」を認めているようである。先進諸国家が「レッセフェール主義」を堅持し所得税率などが低率であったことや、諸国の金本位制に基づいて世界的に通貨が「大安定」していたこと、あるいは資本家の企業発展が、特に 1880 年代以降、それ以前のパートナーシップによるものとは異なり、株式会社形態を通じて資本所得と労働所得とを明確に分離する「純粋化」傾向を示したことなどが、経済法則の貫徹・価値法則の作用を可能にさせた。

ピケティにとっては、一次大戦前には「富の蓄積と分配」が「不労所得生活者の勢力と自分の労働力以外何も持たない勢力との間」に「不可避免的な」「所得格差」をもたらすこと (第一法則と第二法則) は疑う余地のないものである (p.24)。「資本÷所得アプローチは社会全体にとっての資本の重要性について概観を与えてくれる」(p.21)。一次大戦前には、レッセフェール金融システムの下、株式会社企業の社会的資金の集中による固定資本の形成・蓄積が、それがもたらす企業の市場競争力のゆえに、純論理的に国民所得における労働所得と資本所得との格差拡大をもたらす傾向・資本主義的発展の純粋化傾向があった。その金融システム発展史を段階論、その純論理を原理論として明確にするときに初めて、一次大戦以後、企業における経営と所有が分離し、資本所得と労働所得とが複雑にからみ合う「経営者の社会」の「現状分析」が可能になる。

不労所得生活者社会の原理論と段階論

「経営者の社会」を経済学にとどまらず社会科学を総動員する「現状分析」の対象とするということは、反対に、ピケティのいう「不労所得者の社会」を方法論上、原理論・段階論にパラダイム転換させることを意味する。「不労所得者の社会」の資本主義的原理および歴史に対する関係、つまりあらゆる社

会形態に通じる経済原則を実現する（特に労働生産力の高度化をもたらす生産手段の利用）上での資本主義社会の原理と歴史の「特殊歴史性」という問題である。この「特殊歴史性」のもとでなら土地を資本とみなすピケティの資本概念そしてまた経済法則（第一基本法則と第二基本法則）の考え方も完全に正しいといえよう。

ところでマルクスは「利子生み資本」論において、「貨幣の商品化」と「資本の商品化」とを明確に区別することができなかった。宇野の利子論は、その難点を、「貸付資金の利子」（資金の商品化）と「それ自身で利子を生むものとしての資本」（資本の商品化）とに区別して克服するものであった。前者については、諸企業における循環資本同士の商業信用に伴う資金の融通関係が商業銀行によって一般化され貨幣市場が成立することを論証するもので、宇野の意図は完全に成功した。通例のマルクス教条主義からイクジットする宇野原論のはっきりした目的において、内容上成功した箇所が一つだけあるとすれば、それは貨幣市場論（商業信用・銀行信用論）に他ならない。

しかし「それ自身で利子を生むものとしての資本」については、資本主義の原理と歴史の特殊歴史性を「資本の物神性」として解明する宇野の明確な意図（もちろんその意図はぜったいに重要）にもかかわらず、その論証に成功したとはいえない。もう一步のところで挫折した。宇野原論では、マルクスを含む古典派経済学にしたがって、産業資本家、労働者階級、近代的土地所有者の三大階級が想定されていた。宇野原論では、固定資本所有が土地所有から恣意的に引き抜かれて、産業資本的形式（資本の流通形態）に還元され、固定資本の形成と蓄積が近代的土地所有と根本的に対立する関係におかれた。しかし工場も農場も、土地と合体して稼働する固定資本であり、賃貸借と地代の支払いを通じて利用され

る一つの生産手段体系である。地代を宇野が論証した貨幣市場利子率で資本還元（地代÷利子率）すれば、「それ自身で利子を生むものとしての」固定資本が成立する。当然に貨幣市場利子率（貨幣利子率）＝資本市場利子率（資本利子率）が成立する。右辺は、ピケティのいう「資本収益率 r 」と同義である。

「それ自身に利子をうむものとしての資本」における、利子÷資本すなわち資本市場利子率・資本利子率が、貨幣市場利子率・中央銀行の公定歩合に等しいことは、宇野にとっても当然であった。しかも宇野は、資本市場利子率・資本利子率は、実際の証券市場の発展のうちにその証券市場を規制するものとして資本の商品化を具体化させるものと考えていた。宇野は、利潤から配当が株主に支払われ、配当が利子率で資本還元され株価が成立し、株式市場が発行市場と第二市場の両面において発展することを認めた。以上のような貨幣市場原理を資本市場発展に関連付ける宇野の議論は、一点を除いてすべて正しい。

原理論と段階論との関連付けを求めてけっきょく挫折したところのその一点とは、株主への配当は原理的に株主が所有する固定資本の利用に対する地代の支払いに他ならないこと（さもないと配当の原理的根拠がわからない）が、宇野には明確に認識されていないことである。リカード、マルクスを受け継いだ宇野の場合に三大階級の想定が、近代的土地所有と固定資本所有の生産手段としての同一性の認識を最後まで阻害した。苦心惨憺に終わった宇野の最終講義（1968年）「利子論」は、商人資本的形式の極端な流動性から論理的弁証法的に固執的な「資本の物神性」を導き出そうとするものであった。それは、「それ自身に利子をうむものとしての資本」を資本市場の発展に結びつけるもう一人の宇野の段階論上のこころみを封印するものであった。だがこの封印はついに破戒されるであろう。

ピケティの資本論

以下のような、土地を資本とするピケティの資本概念は、地代を利子として自ら生む固定資本を意味するものとして、未完に終わった宇野の「それ自身に利子をうむものとしての資本」を完成させる。同時に、ピケティのいう「不労所得者の社会」における不労所得・資本所得と労働所得との極端な格差構造は、資本家的企業の原理（原理論）と株式会社企業形態および資本市場・証券市場の発展（レッセフェール金融システム、段階論）との両面からのみ十全に解明されることが明らかになる。さらにそのことに対応して、「経営者の社会」が「現状分析」の対象たるゆえんが明確にされる。

「資本」という言葉は人間が蓄積した富の形態だけ（建物、機械、インフラ等々）を表すことにして、土地や天然資源ははずしたほうがいいこともある。それらは人間が天から与えられたものであり、それを自力で蓄積する必要はなかったからだ。この場合に、土地は富の構成要素ではあっても資本の一部ではなくなる。問題は、建物の価値と、それが建てられている土地の価値とを切り離すのは、必ずしも簡単ではないということだ。もっと難しいのは、「処女地」（人間が何世紀、何千年も前に発見した状態）と、そこに人間が行った改善、たとえば排水、灌漑、施肥などと切り分けることだ。同じ問題は、石油、ガス、希土類などの天然資源についても言える。その純粋の価値は、新しい鉱脈を発見して採掘可能にするための投資による付加価値（追加的な価値……引用者）と区別しにくい。だから本書ではこうしたあらゆる形の富を資本に含めることにする（ピケティ 2013）。

土地すなはち一連の機械体系を伴う農場、鉱山なども工場（動力・伝道・作業機からなる機械体系全体を含む）も、効率的な生産手段として、一年毎に繰返し賃貸され、得られる年地代が資本還元される限りで自ら利子を生む資本の価値となる。資本とは利子生み固定資本のことであり、稼働中の生産手段・ストックを意味する。労働所得・資本所得とはその固定資本の稼働がもたらすフローである。資

本的重要性は資本の存在が所得の前提をなすことにある。労働所得は労働用益の商品化を意味し、資本所得は、固定資本用益の商品化を意味するが、両者はともに、一定以上の労働生産力・市場競争力を提供しうるものとしての生産手段・固定資本所有の存在を前提にしている。要するに純粋資本主義社会の商品の生産・分配・消費の論理（原理論）は、固定資本の形成・蓄積のための資本市場・株式市場・投資バンキングの歴史的発展（段階論）に裏打ちされる限りで存在しうる論理である。

資本家的企業は循環資本（フロー）と固定資本所有（ストック）との資本二元論的存在である（河西 2009『企業の本質——宇野原論の抜本的改正——』）。前者の担い手が機能資本家もしくは機能経営者と呼ばれる。彼らが生産された生産物の価値（労働量価値＋市場価値＝付加価値）から支払う労賃と地代（このうち差額地代は限界原理の市場価値・超過利潤により、絶対地代は剰余労働量価値による）が労働者の労働所得となり資本所有者の資本所得となる（地代は資本還元されて固定資本がそれ自身で産む利子とみなされる）。機能経営者は、資本所有者ではないので、原理的には労働所得以外に資本所得を得ることなどできない。工場や農場の所有者である個人資本家は地代を従って資本所得をうる。彼が所有者である以外に機能経営を兼担するとすれば、もちろん資本所得以外に労働所得が得られる。

同様に、株主の代理人として社外取締役（イギリス）または同じく監査役会（ドイツ）は同時に大株主として、他の多数の少数株主とともに資本所得を得る。有限会社、あるいはもっと一般的に株式会社における企業会計は、資本を提供する個人の会計とは明確に分離されている。そこでは、労働報酬（賃金、給与、賞与、その他、経営者を含め、企業活動に労働を提供する、従業員に対する支払い）と資本報酬（配当、利子、企業の資本の価値を引き上げるために再投資された利潤等）は明確に区別されている。

パートナーシップや個人事業だと話がちがう。こうした事業の会計は、ときに所有者と運営者を兼任する事業体代表の個人会計と一緒になっている(ピケティ 2014, p.211)。

資本、つまり固定資本を原理的に機能資本(産業資本的形式・フロー)に還元してしまう宇野原論によつては、資本あるいは土地が固定資本として、機能資本による商品生産において一定以上の労働生産力・市場競争力を提供するものであることは全く理解できない。資本の重要性は、一定以上の労働生産力実現の可能性にあるのであって、それがなければ固定資本用益の商品化も労働用益の商品化もありえない。伊藤(2014)はピケティを「資本による乗除価値としての所得の社会的基礎が、基本的には賃金労働者の剰余労働にあることも(を)無視することになっている」と批判する。マルクス・宇野を引き継ぐ伊藤の労働価値説・搾取説の難点は、次のことを全く曖昧にしてしまう点にある。つまりそれ相当に効率的な、一定以上の労働生産力を可能にする生産手段を固定資本として利用するのでなければ、いかなる労働も、価値をしたがってまた剰余労働にもとづく剰余価値を形成できず、さらに限界原理による市場価値をもたらしものにもならない、ということ。伊藤(2014)にとってはピケティのいう「資本の重要性」や、資本家の「資本所得」や機能資本家の「労働所得」などという概念は完全に理解を超えるものとならざるをえない。

ピケティの段階論

さてピケティによれば、18, 9 世紀を通じて 1914 年までは、国民資本の総価値は国民所得の 6-7 年分・資本/所得比率 6-700% の間で推移した。国民所得(国内総生産 GDP に等しい)に占める資本所得の割合 $\alpha = r \times \beta$ においては、 r は資本収益率、投資の種類で異なるが、平均で 4 ~ 5 % なので、社会全体にとっての資本の重要性を示す資本/所得比率

β が高いほど、国民所得に占める資本所得のシェア α は、大きい^(注1)。ただしこれらは平均値を示すもので所得格差の実態については何も語らない。

19 世紀後半にほぼあらゆるところで導入された「有限責任会社という革命的な概念のおかげで、リスクにさらすのは投資した資本のみで、個人の財産は無事だ」(ピケティ, 2013, p.211)。「有限責任」こそが、株式会社企業形態を発展させ、巨額固定資本形成のために社会的資金を株式資本として集中することを可能にさせた。特にヨーロッパでは 1880 年代以降の産業企業における株式会社の普及によって、それまでの国民資本のうち

(注1) 資本家の企業は、一年間における貨幣資本の循環つまり〔貨幣 M - 商品 C (労働用益 wL , 資本用益 rS , 原材料など中間財 gHQ) … 労働生産過程 P … 商品 C' (中間財あるいは最終財) - 貨幣 M〕, この繰り返し, を通じて, 個別的に企業の商品生産としても, 集合的に社会的な総商品生産としても, 次の等式を成り立たせる。一年間の売上高収入 (pQ) = 一年間の生産費支出 ($gHQ + wL + rS$)。利益は, $pQ - (gHQ + wL) = rS$ で, 支払い地代の回収。ただし, gHQ (gH は単価, Q は数量) は, 一年間に消費する原材料など中間財金額, wL (w は時間賃金, L は年間総労働時間) は, 一年間に消費する労働用益金額, rS は, 一年間に消費する固定資本用益金額。 r は一般的利子率, 受け取り地代 rS の資本還元は $rS \div r = S$ で, S は固定資本の金額つまり資本の価値。資本還元された地代 rS は, 資本価値が自ら生み出す利子 rS となる。

上の企業の一年間の売上高収入 = 生産費支出の等式を, ある一国民の一年間の総商品生産に集合することができる。 ($wL + rS$) = 国民生産 (国内総生産, 付加価値, 固定資本の減価償却費を含む) = 国民所得 = 最終財消費 (固定資本形成を含む) が成立する。 S は, 現存する国民資本の金額を示すので, ピケティのいう資本/所得比率 $\beta = S \div (wL + rS)$ 。ピケティのいう資本収益率 r は, ここでは $rS \div S = r$ で, $r \approx r'$ 。よって, ピケティのいう国民所得に占める資本所得の割合 $\alpha = rS \div (wL + rS)$ であり, $rS \div (wL + rS) = (rS \div S) \times [S \div (wL + rS)]$ が成立するので $\alpha = r \times \beta$ (第一基本法則)。

農業資本が占める国民所得に対する高比率（このことがマルクスを含む古典派経済学の三大階級の想定を可能にした不可避的なものにさせたのであろう）が急激に低下した。また株式会社の世界的発展は、特にイギリス、フランスの海外投資・純外国資本を増進させる一方で、ドイツではむしろ国内資本の集中を著しく促進した（p.123, 124, 148）。19世紀中葉に発展した鉄道に加えて、1880年代の産業企業における株式会社の普及は、国債の発行といった国家の負債金融をも仲介する投資バンキングとロンドン証券取引所を中心とするレセフェール金融システムの発展をともなう。産業企業と金融機関の発展は、相互自治的にまったく共存共栄の関係にあった。

段階論上では、資本収益率は、各産業部面ごとにばらつきがあると同時に国債の利回りに等しい一般の利子率（中央銀行による公定歩合）を時にリスクプレミア分や上回る。資本家的企業は、リスクを取りながら資本収益率の最大化を求める。投資バンキングと証券取引所を通じて株式を発行し、競争力をもたらし固定資本の形成のために資金を調達する。株式会社企業は、レセフェール金融システムの下に社会的資金を株式資本として集中しながら、世界市場上の水平的分業・垂直的分業をますます効率的に深化させていく。結果は（国民資本からの所得÷国民所得比率） α ＝（資本収益率） $r \times$ （国民資本÷所得比率） β の増大であり、資本所得と労働所得との極端な所得格差拡大として現れる。

ピケティによれば、ベル・エポック期（19世紀末から1913年まで）は格差ピーク時であり、極端な不平等、史上最も不平等な社会のひとつであった。トップ10分位が国民所得に占めるシェアは、一次大戦直前に45-50%。トップ百分位の所得シェアは、1900-1910年に国民所得の20%以上。資本は労働に比べてはるかに集中度が高いため、資本所得は所得階層のトップ十分位の懐に入る分が非常に

大きい。分配のトップ百分位、トップ千分位と上がるにつれて、資本所得の占める割合は、ますます極端になる（ピケティ、2013）。

19世紀から第一次大戦にかけて、税収は国民所得の10%以下だった。これは当時の国家が経済や社会生活にほとんど介入しなかったという事実を反映している。国民所得の7-8%だと、政府は中心的な「君主」機能（警察、法廷、軍、外交、一般行政等）は行えるが、それ以上はたいしてできない。秩序を維持し、財産権を保護し、軍を維持する（これはしばしば総歳出の半分以上を占めた）ための支払いを終えると、国庫にはたいしたお金は残らなかった。この時期の国家は、ある程度の道路などインフラにも支出したし、学校、大学、病院などもまかなったが、ほとんどの人々はかなり初歩的な教育や保険医療にしかアクセスできなかった（ピケティ 2013）。

公共資産（＝公的資本＋公的債務）は、長期間をかけて増加し、18、9世紀のイギリスとフランスで国民所得の50%に達した。公的債務・国債の発行は、イギリスでGDPの200%にたつことさえあったが、インフレ率がほとんどゼロのもとで、税収からの多額の利子支払いを通じて、投資家・不労所得者層を潤した（ピケティ 2013）。

なお（4）「経営者の社会」の現状分析において、再びピケティに戻る。

（3）ラーテナウの「企業それ自体」

擬似三段階論

ラーテナウは、一次大戦中の1917年に執筆した『株式制度について——実務的考察——』を1918年に公刊した。かれは、ドイツの19世紀末葉以来の株式会社大企業の発展において、「土台の組み替え」を確認した。経営管理機関における株主の代理人としての監査役会から機能経営者としての取締役会への権力の実質的移動、同時に配当抑制など取

締役会の裁量権拡大と株主総会の私的利益・権益に対する抑制、いわゆる所有と経営の分離である。ラーテナウは、総力戦体制の継続あるいは戦後復興のために企業の「公共機関主義」を担保するものとして、取締役会の権限拡大を徹底的に擁護した。この場合に不明確のままだった株主の将来的地位に関しては、(ユダヤ人故にか)暗殺される1922年までの一連の著作や議会発言、あるいは戦後復興のための「経済組織的プログラム」構想のなかで、明確にしていた。

ラーテナウの構想は、「株主なき株式会社」構想あるいは株式会社を「生産共同体」所有へ転換させる構想のいずれの場合にも、永年所有権者としての株主のためにはなんらの財貨の見返りも期待させなかった。ワイマル共和国の政治的経済的激動そして1929年末の経済大恐慌の始まりとともに、ラーテナウの論述に対して、ますます激しい異議申し立てが起こった。戦後始まった社会化論争、社会化委員会の任命、そして1918年12月のレーテ議会での社会化問題論争など、当時まだ記憶に残っていたすべての出来事を背景にしてみると、ワケは時代のロジックのなかに存在していた。要するにひとつとは、際立つ構造改革と経済不況の印象のもとに、ともすればラーテナウの社会主義的展望に助力を求めかねない議論のダイナミックスに恐怖を感じたのである(Riechers 1996)。

1928年、ハウスマンは『株式制度と株式法について』を著わし、その全篇を通じてラーテナウの「土台の組み替え」(これをハウスマンは特に「企業それ自体」と命名した)と社会主義に帰着するものとしてのその脱資本主義的發展傾向を完全否認した。もともと経営管理機関は委託された株主資産を可能な限り儲かるように運用する。このような経営管理機関と株主全体との間の基本関係においては、一次大戦以後大株主としての「経営者株」(一種の経営管理機関株)といったバリエーシヨ

ンが存在するとしても、1870年代以来本質的にはなんらの変更もない。確かに「資本と支配の分離」が見られるが、それは、株式会社の本来的な「公共機関的性格」によるものである。ハウスマンは、株式会社の資本主義的(私的取得)原理の「止揚でなく修正」において「企業それ自体」の存在を認めた。かれは、自ら命名したラーテナウの「企業それ自体」から、社会主義的毒素を拭いさったのである。

ネッターは、1929年に『生きた株式法の問題』を公刊、ラーテナウの「企業それ自体」およびそれに対するハウスマンの批判をより詳細に株式法の観点から発展させた。ネッターは、「経営管理機関株」による法律上の「資本と支配の分離」を明確に認めた。にもかかわらず、それを、「資本主義の内的有機的な経済的發展」の法律上の反映と見なして、その脱資本主義的解明を課題とするには至らなかった。かれは、ハウスマンと同様に、ラーテナウのいう経営管理機関と株主総会との根本的な利害対立を認めず、脱資本家的企業への転換を否認した。ネッターは現代株式会社における資本主義的私的取得原理を企業の経営管理機関と株主全体との利害同一性の実現とみなし、資本家的「企業それ自体」を主張した。

ハウスマンとネッターは、ラーテナウの脱資本家的「企業それ自体」あるいは「公共機関主義」を否認して、資本家的「企業それ自体」を一種の三段階論的な方法によって解明すべきことを主張した。株式会社の本質・資本主義的取得原理、株式会社の基本形態・株式会社の一次大戦前の形態、そして一次大戦後状況のもとでの「基本形態のバリエーション」である。ハウスマンは、そしてネッターも同様に、一次大戦以降の現代株式会社の発展を、「株式会社の本質にとって決定的な、AG(ドイツ会社法上の株式会社)に具現する純粹資本主義的原理のバリエーション」として、

定義づけした。ハウスマンは、ラーテナウの「公共機関主義」を株式会社に一般的なものとして「公共機関的性格」に還元した。

宇野の原理論・段階論・現状分析

この場合に両者ともに、その「純粹資本主義の原理」を株主の私的取得の追求に解消した。そして、そこに生ずる「私的取得」と「社会的利益」の矛盾を経営管理株など株式所有形態のバリエーションによって解決するものとして、彼らなりの資本家の「企業それ自体」を発明した。彼らの主張の根本的難点は、純粹資本主義の原理の矮小化に帰せられる。宇野の原理論によれば、資本家による私的利益の追求は、決して「社会的利益」と矛盾するものではない。もちろん利益追求競争は私的動機によるものであるが、資本存在の社会的総体としては、互いの競争を通じてあらゆる社会形態の存在根拠をなすいわゆる経済原則均衡（生産と分配と消費）を純粹資本主義社会として実現する。この「私的」資本の「社会性」（私有制と価値法則）の論証にこそ、マルクスの資本論を超える宇野原論の方法論上の眼目があった。

「資本の自由競争」あるいは「資本の私的社會性」、同じく資本主義の原理は、国家と世界市場上の発展において、その現実的歪曲を最大限に矯正しつつ自ずから貫徹させる。18世紀初頭以来発展した自由主義的国家とレッセフェール世界市場は、資本主義の原理の作用において不可欠であるが、それ自身は、たとえば比較生産費説のごとく原理的に規定しうるものではない。企業は固定資本形成のために、本来的に内部的資金調達というよりも外部的な社会的資金の調達と集中に依存している。資本家の企業の発展は、18、9世紀のレッセフェール世界金融システムによって外部的に裏打ちされる場合にのみ可能になる。企業の株式会社形態や投資バンキングや証券市場は、固定資本の形成・労働生産力の高度

化として抽象的に原理論に反映されるし、またされなければならないが、原理論と区別して資本主義の歴史的発展段階論として論じる以外にない。それゆえ宇野が一次大戦以降については、資本主義の世界史的段階論の規定を超えて「現状分析としての世界経済論の対象をなすもの」とする場合に、その含意は明らかであった。

つまり一次大戦以降の世界では、あらゆる社会形態に通じる経済原則的均衡の実現は、資本家の企業とレッセフェール世界市場によるものから、経営者が支配する脱資本家の企業とグランドデザインつまり目的意識的な制度設計によりもたらされる世界政治経済システムとの協働によるものへと大転換する、と。こうして「純粹資本主義原理」の明確化とそれによる「株式会社の基本形態」の根拠づけによって、ハウスマンとネッターの擬似三段階論は宇野三段階論へと飛躍する。株式会社など資本家の企業の本質（原理論）、株式会社の基本形態とレッセフェール世界市場（段階論）、それらの止揚としての「企業それ自体」と世界政治経済システム展開である。それによって同時に、ラーテナウの「企業それ自体」は、完全な社会主義体制への過渡期的形態をなすものとしてでなく、グローバルな脱資本家の企業社会を構成するものとして、その普遍的性格が明確にされる。

現状分析としての「企業それ自体」

実際に一次大戦以後、アメリカが主導して特にドイツと日本を世界政治経済体制に統合するベルサイユ条約体制およびワシントン条約体制が、遠く1648年以来レッセフェール世界市場の発展を可能にし、またパックス・ブリタニカをもたらしたウエストフェリア和約体制にとって代わった。ベルサイユ条約によって、賠償問題に喘ぐワイマル共和国が成立した。その下で、「資本と支配の分離」、「経営と所有の分離」を鮮明にする、次の、

三つの互いに関連する脱資本家の事態が発展した。第一に、沈黙積立金など内部留保を原資とする金融、つまり自己金融の肥大化である。第二に、債券と区別するために株式法が禁止する解散以外の自己株式の取得が一次大戦以後流行し、また特に1930年代に入って蔓延した。「株主は、会社が存続するかぎり自分の出資金の返還を要求できない」ことは、ハウスマンが認めるように「株式会社の根本原理の一つ」であった。しかしいまやなし崩し的に「生きた株式法」においてその根本原理が否認された。第三に、一次大戦以後、法人所得税率が引き上げられるとともに、利益の内のどれだけを減価償却資金として内部に留保するか、どれだけを税金に回すか、株主に配当するか、あるいは従業員・経営者自身に支給するかという点で、「私有制と価値法則」による拘束を打破して、取締役の自由裁量権が飛躍的に増大した。

ラーテナウは、資本家の企業からの離脱において、企業の果たすべき社会的役割(宇野のいわゆる「経済原則」の実現)を有能な取締役会による「公共機関主義」として主張した。しかしラーテナウの19世紀的国家社会主義は、ケインズが指摘したように、一次大戦以後の「公共機関主義」的企業自治の主張において、致命的な欠陥を露呈した。ラーテナウは、脱資本家の「公共機関主義」への転換は、資本主義的な発展の結果として歴史必然的な過程によるものであると見なしていた。そのために、一次大戦後、企業と取締役会は、株主総会や労働組合との関係で、また原料購入・確保および製品販売マーケティングの過程で、極めて組織的政治化せざるを得ないこと、したがってまた国家権力との政治上および軍事上の協働は不可避であることを、事実認識としてはともかく理論的に明確に認識しえなかった。この点に関する限り、「企業それ自体」を資本家の企業の一つのバリエーションとみなし企業自治を強調したハウスマ

ンもまたネッターも同様であった。彼らは、差し迫る国家の役割を一次大戦前の「夜警国家」以上のものとみなすことはできなかった。かれらにとって、ナチス政権の誕生は望むべくもない想定外の事件であり、単に受け入れざるえない深刻な事態の展開にすぎなかった。この点において擬似三段階論の破綻は明らかであった。

一次大戦前はきわめて低率であった法人所得税率の大幅引き上げは、ベルサイユ条約(アメリカ主導の一次大戦後の世界平和に関するグランドデザイン)が決めたドイツからの賠償金取り立てによるイギリス、フランスの対アメリカ戦中債務の決済とともに、端的に国家・世界政治の市場経済への強力介入を意味した。大戦前の自動調節的な多角的決済システムあるいは国際的金本位制は博物館行きになった。世界経済の趨勢は、通貨戦争、近隣窮乏化、貿易管理そしてブロック化の傾向によって支配された。世界政治と脱資本家の企業との混合経済の時代が始まった。両条約体制と共にワイマール共和国は、1920年代の相対的安定期をへて、1930年代の大不況とナチスの政権奪取によって崩壊したのである。

ドイツの脱資本家の企業は、1933年以来ナチス政権の広域経済追求との協働に生き残りを賭けた。ヒットラーのナチズム政権は、ラーテナウの「企業それ自体」を、その固有名詞を抹消したが、ナチズム国家の権力政治と経済との混合の基礎をなすものとして、ほぼ全面的に受け入れた。大戦間の世界政治経済的体制と脱資本家の企業との協働と相克は、第二次世界大戦後、再度ドイツと日本をアメリカ主導の世界政治経済体制に統合するものとしてのブレトンウッズ条約体制(IMF, GATT, 現在はWTO)及びドイツの共同決定制度つまり本来は資本家の代理人としての監査役会に労働組合代表が在籍する制度によって明確に継承された。この条約体制は、BRICsの台頭を通じてほころび著しいとは

いえ、NATO や日米安保などの安全保障体制とともに、なお活きている。

(4) 「経営者の社会」の現状分析

資本の支配のおわり

株式会社企業の発展を支えた世界大のレッセフェール金融システムは、一次大戦をもって永久に終焉した。ピケティによれば、フランス（イギリス、ドイツも概略同様）では、二度の世界大戦による破壊、大恐慌が引き起こした破産、そしてなによりもこの時期に成立した公共政策（家賃統制、国有化、そして国債を所有する不労所得生活者がインフレにより消滅したこと）などによって、資本/所得比率 β は、1914 年前 6-7 年分から大恐慌と第二次大戦を含む 1950 年代まで減少の一途をたどり、2-3 年分・2-300% まで落ちた。しかし 1950 年代から資本/所得比率はずうと増え続け、1980 年代に 400% 弱、2010 年に 5-600% に達し、一次大戦前の水準 6-700% に戻りつつある。この U 字曲線は所得格差の変動にどのように関係するか（ピケティ 2013）。

再分配前の第一次所得で見ると所得格差の大幅縮小が起こった。トップ 10 分位が国民所得にしめるシェアは、一次大戦直前の 45-50% から 2013 年現在で 30-35% にまで減少した（フランス、以下同）。20 世紀（一次大戦以後）を通じた所得格差の大幅縮小は、全く最上位の資本所得の減少による。一次大戦以後に最上位 1% の資本所得が減少しなければ所得格差は縮小しなかった。1914 年にトップ 1% が資本所得として国民所得の 20% を得ていた不労所得者の社会が 20 世紀を通じて文字通り崩壊した（トップ 1% の所得シェアは 2000-2010 年までに 8, 9%）。この結果として、トップ 10 分位の所得構成に重大な変化が起った。労働所得が所得のほとんどを占めるようになり、労働所得が所得格差の主要な要因をなすようになった。経営者社会の登場で

ある（ピケティ 2013）。

1932 年では、トップ 0.5% の人々にとってのみ、資本所得が主要な収入源だった。トップ十分位については、労働所得 78% + 資本所得 13% + 混合所得（自営所得）9% = 100%。2005 年では、トップ 0.1% の人々においてのみ、資本所得が労働所得を上回っていた。トップ十分位については、労働所得 88% + 資本所得 5% + 混合所得 7% = 100%。（p.288 図 8-3, 4, から推定、この図は、納税申告書の資本所得をもとにしているので、資本所得は過小に表現されている。）（ピケティ 2014）

本来的に資本は労働に比べはるかに集中度が高いため、一次大戦以前は資本所有はトップ「1%」に極度に集中していた。トップ「1%」の所得のほとんどは、資本所得という形で入ってきた。なかでも高リスク資産である株の配当と債券の利子による所得は大きかった。それだからこそ、一次大戦以後、経済が崩壊し、利潤が減少し、企業が次々と倒産した大恐慌中に、トップ百分位の資本所得および所得シェアは急減した（p.293）。対照的にトップ 9%（トップ百分位を除くトップ十分位）にとっては、一次大戦以後は、労働所得が主要な収入源となっていた。実際にトップ「9%」には、大恐慌の受益者である管理職・経営者層（少なくとも他の社会グループに比べれば受益者だ）が多く含まれていた。

かれらはかれらの下で働く被雇用者に比べれば、失業に苦しむことはずっと少なかった。特に工業労働者が被った非常に高率の完全失業や部分失業は一度も経験しなかった。また、もっと上の所得階層に比べ、企業利潤減少の影響をそれほど受けなかった。「9%」の中でも、中級公務員と教師は特に順調だった。かれらはそれより少し前の、1927 年 1931 年における公務員賃金引き上げの受益者になったばかりだった。これら中級従業員たちも失業のリスクとは無縁だったため、公共部門の賃金支払い高を見ると、その名目金額は 1933 年まで一定であった。一方、民間部門の賃金は 1929 年から 1935 年にかけて 50% 以上も減少している。この時期フランスが苦しんだ厳

しいデフレは、この過程で重要な役割を果たした。幸運にも戦と名目賃金を失わずにすんだ個人——主に公務員——にとっては、物価の下落が実質賃上げとなり、かれらは大恐慌中ですら増大した購買力を謳歌した。「9%」が享受していた資本所得——名目値できわめて硬直していた賃貸料——もデフレで増加したので、この所得フローの実質価値は大きく上がった。そのいっぽうで、「1%」に支払われる配当は消えてなくなった。1929年から1935年で、労働所得の増大によってトップ「9%」の国民所得に占めるシェアが高まり、それが「1%」のシェア減少よりも大きかったために、トップ十分位全体のシェアは国民所得の41%から47%へと5%以上高まった(ピケティ 2013)。

ところが、人民戦線が政権を握ると、このプロセスは完全に逆転した。マティニヨン協定の結果、労働者の賃金は急上昇し、1936年9月にはフランが切り下げられ、1936年から1938年の間にインフレが生じ、「9%」(トップ百分位を除くトップ十分位)とトップ十分位の両方のシェアが低下した(ピケティ 2014, 295-6)。すでに大戦間期において所得格差は、一次大戦前のような資本所得(資本家)と労働所得(労働者階級)との問題というよりも、戦争や不況などの場合に国民を統合するために賃金格差を是正するといった政治的制度的問題になっていた。

20世紀に最上位1%の資本所得の減少によって所得格差は縮小したが、その縮小した所得格差の中での所得格差は主として労働所得の格差によるものになった。ただし賃金格差だけに着目すれば、分配は長期的に安定していた。1900年代には、2010年代と同様に、賃金階層のトップ十分位が総賃金の25%を得ていた。分配下位、たとへば賃金が最も低い50%は、常に総賃金の25-30%(このグループの平均賃金は、全体の平均賃金の50-60%)であり、明確な変化はない。反対にトップ百分位のシェアは、総賃金の6, 7%あたりで長期間ほぼ完全に安定している。一次大戦前にはトップ百分位のシェアを基準にした資本

所得格差20%は賃金格差6, 7%の3倍に近かったが、21世紀初頭の資本所得格差8, 9%は、賃金格差とほぼ同水準になっている(ピケティ 2013)。

所得のトップ十分位の下半分は、すべて経営者の世界であり、彼らの所得の80-90%が労働の対価である。その上の4%でも、労働所得は、大戦間、現在を通じて、総所得の70-80%と明らかに優勢である。2013年現在でも、所得のトップ「9%」(トップ百分位を除くトップ十分位)は、主に労働所得によって生活する人がほとんどである。資本所得は、ゼロではないが、通常は主な所得源ではなく、単なる補完に過ぎない。(民間部門の管理職、技術者、公共部門の高官や教師など)。なおこの9%の中には、医師、弁護士、商人、レストラン経営者など自営業者も含まれる。反対に1%(トップ百分比)は、所得の主たる源泉は資本であり、資本所得の大半が動産(証券類)からの配当や利子である(ピケティ 2013)。

トップ経営者が自分の報酬を決める無制限な権限を持つといった労働所得における所得格差拡大は、高額労働所得により得られる財産所有の集中や少子化における相続財産の集中がもたらす資本所得の格差拡大によって、さらに大きくなる可能性がある。21世紀初頭、一次大戦前の水準6-700%に戻りつつある資本/所得比率 β のもとで、所得格差の拡大が、主に経営者の労働所得と資本所得に対する一般労働者の労働所得に対する格差拡大によるものだとすれば、「それは現代の民主社会にとって基本となる能力主義的な価値観や社会正義の原理とは相容れない水準に達しかねない」(ピケティ 2013)。

一次大戦終了後の「1920年から1980年にかけて、富裕国は全て例外なしに、20世紀の間に国民所得の10%未満が税金になる」という均衡から、国民所得の3分1から半分が税金になるという均衡に移行した。その税収は「社会国家」の構築に使われた。一次大戦前の「君主的」役割(そのためには国民所得の10%しか要しない)を超えて、政府は増大する

税収でますます広い社会的機能を引き受けるようになった。これが今や国民所得の4分の1から3分の1を消費し、その半分が保健医療と教育に、他の半分が代替所得と移転支払いに行く（ピケティ 2013）。

国民所得の10%から15%、時には20%に及ぶ代替所得と移転支払いは、教育や保健医療に対する公共支出と異なり、家計の可処分所得の一部を形成する。政府は巨額の税金や社会保険料を徴収して、それを代替所得つまり年金や失業保険や移転支払い、家族給付、公的扶助などの形で他の世帯に支払うので、全世帯の可処分所得を合計すると、総額にはかわりないままである。要するに、現代の所得再分配は、権利の論理によっている。金持ちから貧乏人への所得移転を行うというよりも、むしろ、概ね万人にとって平等な公共サービスや代替所得、特に保健医療や教育、年金などの分野の支出をまかなうということである（ピケティ 2013, 498）。

公的債務については、一次大戦以後、以前とは全く違う見方が登場した。「公的債務は公的支出を増やして富の再分配を行い、社会で最も恵まれない人々に益をもたらす政策の道具になり得る」とされた。ともかくしばしば公的債務はインフレに埋もれてしまい、インフレは、一次大戦以前とは全く逆に、国債を所有する不労所得者層の没落を促進した。

公共資産（＝公的資本＋公的債務）は2010年には、国民所得の100%（イギリス）あるいは150%（フランス）に達していた。それは国家の歴史的な経済的役割の着実な拡大を反映している。保健医療・教育分野でのかつてなく広範な公共サービスの発展（公共建築物、公共設備への大規模な投資が必要）と交通・通信分野への公共もしくは準公共インフラ投資などである。ただし国家の経済への積極的介入は、大きく二つの段階に分けられる。

一次大戦以後、「レセフェール」主義に代わり経済への国家が積極的介入が模索され、

様々な国有形態の企業と、従来の私有財産形態を併せ持つ「混合」経済、あるいは、金融システムと私的資本主義一般に対して強い公的規制と監督が存在する混合経済が発展した。同時にソ連が第二次世界大戦で勝利した連合国に加わったことで、ボルシェヴィキの導入した国家統制経済システムの威信が高まった（ピケティ 2013）。

しかし1970年代のスタグフレーションと財政の悪化が、国家の経済への積極的介入を正当化する戦後のケインズのコンセンサスの限界を示した。他国に追い越されるのにいらだちを募らせた米英の1979-1980年「保守革命」が規制緩和を始動しはじめた。さらに1970年代に国家主義ソヴィエト・中国モデルの失敗がいつそう明らかになり、この二つの共産主義大国は、新たな形の私有財産制を企業に導入した。かくして国際的潮流は、国有企業のプリバタイゼーション（民有・民営化）、経済システムの自由化に収斂していった（ピケティ 2013）。といってももちろん一次大戦前のような「レッセフェール」主義国家が一片でも復活したわけではない。

現代の所得再分配は、20世紀に富裕国が構築した社会国家に見られるように、いくつかの基本的な社会権に基づいている。教育、保健医療、年金生活についての権利だ。こうした課税と社会支出の制度が今日どんな限界や課題に直面しているにしても、それは歴史的に言えば、すざましい進歩となっていたのだった。選挙での争いはあったものの、こうした社会制度を核として大まかなコンセンサスが形成され、特に「ヨーロッパ社会モデル」と思われているものに深くこだわるヨーロッパにおいてはそれが強かった。国民所得のうち、10%から20%しか税に行かず、政府が君主的な機能にまで切り詰められるような世界への帰還を本気で考える、大きな運動や有力な政治的勢力は存在しない。一方で、社会国家を1930年-1980年のような成長率

で拡大させ続けようという主張に対する強い支持もない(ピケティ 2013)。

後に売却して得られるキャピタル・ゲイン(ピケティによれば資本所得に分類される)のために、ストック・オプションが経営報酬(労働所得)として経営者に与えられる。これがインサイダー取引の誘引となり粉飾決算をもたらし、けっきょくエンロンを破綻させ、労働者や一般投資家の権利を蹂躪した(2001年)。「資本所得」といえ「労働所得」といえ自営所得と同様に、もはや原理論や段階論に還元し得ないものとして現状分析の対象にならざるを得ない。一次大戦前の資本所有の集中がもたらす不労所得者社会の所得格差と異なる戦後の権利と所得の格差構造、法人所得税と利益の内部留保、労働所得を投資して得られる経営者の資本所得、株主の資本所得あるいは一般労働者の労働所得を横取りして得られる経営報酬、そして非生産手段としての住宅所有等からくる資本所得、さらに相続財産が絡みあう「経営者の社会」の極端な所得格差の実態、その正当化の根拠もしくは無根拠、そして権利と所得の格差是正の可能性と民主主義の行く末、これらを解明することこそが、ピケティの現状分析にとっては、最重要課題となる。

*

ピケティは、マルクスや宇野・伊藤とは異なるが正しい資本概念を提起している。それを原理論と段階論に組み入れることによって、宇野の「それ自身に利子を生むものとしての資本」および株式会社・金融資本論の重大な難点はほとんど克服される。一方で、不労所得者の社会から経営者の社会への移行を資本主義的所得格差社会の時系列上の循環とみなし、一次大戦前までの資本主義的發展を人類前史を総括するものとは見なさない、ピケティの普遍主義的世界観も同時に払拭されよう。

レッセフェール主義の資本主義社会よりも、

政治と国家権力が制度と経済を設計し組織する脱資本家的経営者社会においてこそ、場合によっては所得と権利の極端な格差が生まれやすい。このことは、ピケティのいうアメリカのスーパー経営者やあるいはスーパークラス(デヴィット 2009)についてはいうまでもなく^(注2)、ソ連邦のノーメンクラトゥーラや改革開放後の中国型経営者社会でも実証済み。

もはやレッセフェール資本主義社会などへの復帰が不可能だとすれば、どうすればよいのか。「社会民主主義」から「市場社会主義」への「社会主義の豊かな可能性」(伊藤 2014)?。東西冷戦期に蔓延した「資本主義 & 社会主義」の神学論争こそ、早急に卒業しなければならない課題である。一方でピケティの現状分析と政策提言は、学ぶべき豊かな内容に満ちている。たとえば、イギリス、アメリカなど 1980 年代以来の重役報酬高騰は、限界累進税率の大幅引き下げによるもので——つまり、高い報酬を得ても税金でもっていかれるくらいならその高い報酬は望まない——、より良い働きに対する報酬なのだという見方は間違い。あるいは、法人所得税率の引き上げは資本の海外逃亡を許すかもしれないが、法人所得を横奪する経営報酬に対して所得税率を引き上げても経営者は海外逃亡などできない、などなど。

(5) 宇野理論の生誕と展望

宇野弘蔵は、大正 11 (1922) 年夏、ハイパーインフレーションの真っ最中にドイツに渡航、それが終息に向う 1924 年にイギリス経由で帰国した。ベルリン大学に留学した 1 年

(注2) アメリカの経営者と国家権力の構造を論じたものとして、J.バーナム (1960)・竹山康雄訳 (1965)『経営者支配』東洋経済、C.ライト・ミルズ・(1958) 鶴岡信成・綿貫譲治訳『パワー・エリート』東大出版会、D.ロスコフ (2008) 河野純治訳『超・階級』光文社。

半の間、ほとんどはマルクスの『資本論』を読みふけたが、一週間に一、二回は大学へ講義を聞きに行った。「クノーの経済史の講義、それからマイヤー先生の社会主義の歴史を聞きに行ったこともあるし、ゾンバルト、シューマッヘル、ワーゲマンなどの顔を見に行った。ゾンバルトはなかなか明快な口調で講義し、学生にも人気があった。……」(宇野 1970, 73)。宇野は、ゾンバルトも貢献した「企業それ自体」論争のバックグラウンドによく通じていた。1917年ロシア革命の帰趨も定まらない時代、ドイツとイギリスそして日本を含む資本主義的世界の運命をマルクスの『資本論』で解き明かすことが終生のテーマになった。

帰国後、東北帝国大学に職を得て経済政策論の講義を担当することが決まった。当初から、資本主義の一般理論としての『資本論』そして資本主義の発展段階論(レーニン 1917『資本主義の最高の段階としての帝国主義』・ゾンバルト 1902年『近世資本主義』・ヒルファーデング(1907)『金融資本論』など)の研究を通じて、経済政策を資本主義の歴史的展開に即して規定することが課題とされた。資本主義の世界史的展開を、重商主義・自由主義・帝国主義の政策的段階の変化によって規定するものとして明確なかたちをとるようになったのは、1935年前後のこととみられる。これと同時期の1934年から1936年にかけて、以下に検討する五篇の論文が発表された。これらは直接的には、ナチスの台頭とともに世界的に起こったリストの復活、あるいはコミンテルンの戦略論を背景とする「日本資本主義論争」といった当時のトピックスに対する真剣な学問的対応であった。それらは、経済学の実践的性格あるいは原理・歴史・政策の関連を改めて問うものとして、1936年に講義案を土台にして公刊される『経済政策論上』の方法的基礎を準備するものであった。

歴史学派政策論批判

宇野は「フリードリッヒ・リストの『経済学』——『経済学の国民的体系』」で、近代ドイツの経済政策論の第一人者とされたリストの主著『経済学の国民的体系』(1841年)を批判した。リストは、19世紀中葉のイギリスによる世界的自由貿易運動に対抗し、ドイツなどの後進工業国について大工業を育成する保護関税政策を主張した。そのために古典経済学の価値論を生産力説に置き換え、それを歴史の理論によって体系づける必要があった。この理論では生産力概念が、がんらい生産力の発達を特殊な経済的形態として実現する特有な社会的関係から抽象され、単純に技術的または常識的に生産力を「生産」する源泉——教育、技術の開発や習得、社会的諸施設・制度、政治的勢力など——まで含んで、経済学の主題とされた。しかし教育を豚の飼育と同様に生産的とすることは、「正に人を豚にするものである」。近代国家の社会的・経済的関係をまず資本家的商品経済によるものとして価値論によって解明する経済学の出発点は全く否定された。しかし逆にこのことによってリストの政策論は可能になる。

つまり、関税政策のもとでの大工業の発展といっても、現実的には旧来の農村社会の分解や新たな農工対立の発生といった困難を伴う資本家的商品経済の発達の過程であるほかはない。しかし価値論の否定によってはじめから資本家的商品経済関係を措いて抽象的に想定される関税下での工業結合の発展ということが、国民的生産力として「正しい関係」をなすと主張された。理論家リストに対する「有力なる実際上の反証」にはかならない農業側からの現実的な自由貿易の要求も、たんに「農業家の迷妄」として片づけられた。「彼の理論は要するにその政策論を理論的に基礎づけるものではなく、政策論に伴う困難を回避するための手段となるのであった」。宇野はこの点にリストの生産力説の学問的破

綻をみた。

「ブレンターノとデール — 穀物関税に関する彼等の争論について」および「ドイツ社会政策学会の関税論 — 1901 年の大会に於ける報告並に討議」は、歴史学派が、19 世紀末のドイツの関税政策の結論ともいえる 1902 年の農業関税改正をめぐって、いかに内部の敵対的な争論のうちに学問的・実践的無力を示したかを論じたものである。歴史学派は、もともとリストとロッシャーを「先輩学者」とし、古典経済学に対して「ドイツの経済政策的要求」のもとに「発生した」ものである。真正面から穀物関税の是非を論じるのも当然だが、結局「古典的形態を脱してブレンターノ主義」に変質した自由主義的立場と、本来の重商主義の「著しく歪曲されたる再生に過ぎない」デールや農業関税論者の立場とに分裂した。両者共に資本主義自身を批判的に分析する立場にはなかったので、19 世紀末の資本家の生産の発展と工業国化に伴って発生した農業問題を経済的に究明し、それによってこの農業関税の歴史的必然性を、帝国主義諸政策と関連するものとして論証し批判することは全く問題にされなかった。宇野にとっては、リスト以来の価値論の無視と、さらにそれによる資本主義の帝国主義段階への発展に対する無批判的態度こそ、歴史学派内部の混乱と無力の根本的原因をなすのであった。

歴史学派の社会政策学会を代表したシュモラーの経済政策論は、重商主義、自由主義、新重商主義（すなわち帝国主義）という諸政策の歴史的展開の根拠を、たんに各々先の政策が誤った乱用のために壊敗し、後の政策にとって代わられたことにあると説明している。しかしこれでは「政策があたかも政治家の賢明さによって決定されるかの観を与える」。諸政策の歴史的評価を誤るだけではない。帝国主義に対しても、「中正なる」立場から、「より賢明なる合理的なる政策の適用を以て

批判する」に過ぎないのであり、「結局この時代とその政策とを肯定する」ことにならざるをえない。宇野はこれに対して、政策の「乱用」は資本主義社会の経済政策に「特有なる形式」であって「政治家の賢明」によっても避けられないと批判した。諸政策の歴史的展開は、政策自体の問題でなく、資本主義の発展とともに「政策の主体が代わる」ことによるとしなくてはならない。こうして資本主義への批判的・科学的分析の否定においてのみ成立するリスト以来の政策論に対して、古典経済学を発展させたマルクスの経済学を基礎にして、資本主義的に典型的な諸政策（重商主義、自由主義、帝国主義）の歴史的・主体的根拠（それぞれ商人資本、産業資本、金融資本）を解明するという宇野自身の方法が確認された。

日本資本主義論争との接点

リストと歴史学派への批判は、一般的に諸政策を資本主義の世界史的展開として実証するだけでは尽くされない。それらによる古典経済学の否定と実践的教理とは、イギリスに対する後進国ドイツの大工業確立の特殊性や、帝国主義段階への移行期における特異な農業問題の展開を背景にしている。歴史学派は、イギリスの資本主義的発展を基礎にして確立された経済学（価値論）が後進工業国の歴史や政策に対していかなる関連を有するかという問題を事実上提起し、同時にそのラジカルな解答を試みているのである。したがって歴史学派に対する批判は、ドイツの種々なる政策的対応を伴った特殊な資本主義的発展を経済学の理論によって具体的に解明し、それらの主張の歴史的根拠を明確にすることによって始めて徹底したものとなる。事実宇野はすでに、リストの関税論を、内外の「自由貿易に立つ絶大なる敵手」と機械的大工業の発展とを前提とする「産業資本の要求し実現せんとする原始的蓄積」の立場 — 典型的にはイ

ギリスで「地主、商人、高利貸によって実現されるもの」の「一変種」と規定することによって、歴史学派の工業立国論の特殊ドイツ的な資本家の性質を明確にしていた。ここにはドイツの特殊性を『資本論』の理論によって分析する特有な方法が示唆されていた。リスト評価としても独自のものであって、リストのイデオロギーの性格を客観的に究明し、その意義を歴史的に限定づけるというその方法は、当時のリストの復活に一般的にみられた、その時代の「前進的」な世界観に合わせて適宜に肯定的な評価を下す（たとへば小林1943）というような傾向とは、ぜんぜん別であった。

このように、宇野にとっては、『資本論』の後進国ドイツへの適用という問題は、リスト批判以来避けることのできない課題であった。また歴史学派を真に批判するためには、その農業関税論争の背景となった19世紀末のドイツに発生した農業問題を、みすから、金融資本が支配的な資本主義の帝国主義段階の「一般的規定」を前提にして、経済学的に解明する必要があった。だからこそ宇野はまた一方で、ちょうど1930年代に半ばにわが国の農業問題の深刻化のもとで展開されたいわゆる「日本資本主義論争」が天皇制国家の一支柱をなした農村の地主・小作関係に濃厚な封建的性格を、後発資本主義に必然的な（つまり先進国の影響ないし金融資本的支配に媒介された、したがって『資本論』の直接的適用を拒否するものとしての）特殊形態として分析する視角をもたなかったことに対して、当然に重大な方法上の疑念を寄せることにもなったのである。

かくて「資本主義の成立と農村分解の過程」では、第一に、ドイツの資本主義の発生と発展は、イギリスの「産業革命の展開したる資本主義を、完成したる形において輸入」した結果とみる観点から、その過程の分析には、『資本論』の『資本主義の発生に関する

理論』——いわゆる本源的蓄積論——と「機械的大工業の生産労働者の地位に及ぼす影響の分析」とが「共に考慮」されなければならない、とされた。第二に、ドイツにとって、保護政策と株式制度のもとに発展した金融資本は、イギリスに追いついて資本主義を確立するための「最も有力な手段」であった、とされた。さらに農村問題としての旧社会形態の広範な残存は本源的蓄積のドイツ的特殊性によって必然化すること、また新たに国民国家の「中心的」をなした金融資本が、19世紀末アメリカ、ロシアの安価な穀物の競争によって特に進行した農村社会の分解をその政治的獲得のために阻止せねばならなかった点に、農業関税政策をめぐる農工対立としての農業問題の必然性があることが、明確にされた。これらドイツの資本主義的発展に関する素描は、リスト批判を徹底し、歴史学派内部の対立の根拠を現実の農工対立の反映として明らかにするとともに、後進国としても「極端」な、つまり資本主義の成立とその金融資本の支配への転換とが「ある程度まで重なり合」うような日本資本主義の分析に、労農派と講座派の対立をも止揚しうのような方法的基準を与えるべきものとされたのである。

ここには、イギリスを理論的基礎（i）にしたドイツの後進国としてのやや一般的な規定（ii）それを前提にした日本の特殊形態の分析（iii）、という方法（i, ii, iiiからなるひとつの三段階論）が示された。それは、「産業の発展のより高い国は、その発展のより低い国に、ただこの国自身の未来の姿を示しているだけである」とするマルクスの基本的認識を明らかに否定するものであった。しかしながら宇野はここで一般的に次のような総括を与えていた。「資本主義はイギリスにおいても戦前のロシア、ドイツにおいてもまた日本においても同様な「発展の法則」をもって発達するのであって、それが阻害され歪曲されるところに各国の特殊性があるにす

ぎない」と。

『資本論』で論じられるような「発展の法則」に対するそれぞれの歪曲として、各資本主義国の発展の特殊性を相互の比較のうちに解明するというのは、本当は二段階論の方法にはかならない。それは、マルクス、とくにレーニンに代表されるオーソドックスな資本主義発達史観と同様に、資本主義の原理と歴史との同一視（論理＝歴史説）を前提にしている。もちろん各資本主義の特殊性が積極的に問題とされている点はそれらと異なるが、いずれにしても、資本主義の発生・発展・消滅といった「発展の法則」の自立的貫徹として、むしろ資本主義の一国主義的發展が論理＝歴史説のうちに重視され前面に出ざるをえなくなる。

マルクス自由貿易論の立場

「社会党の関税論——1898年ドイツ社会民主党大会に於ける論議を中心にして」は、1902年の関税改正に向けて、いかに「厳密に社会民主主義的態度」をとりうるかを争ったドイツ社会民主党内の論争を検討したものである。党大会の論争は、正統マルクス派のカウツキーが、保護関税論者シッペルを論駁したことによって、政府の方針に反対する党の理論的・実践的態度を明確なものにした。宇野は、「マルクス、エンゲルスの主張をその俗学化から防衛」し、「関税政策の研究に対して社会主義的方法を明示するもの」として、この論争の意義を次のごとく評価した。

シッペルは、1870年代以後の保護関税への転換の基礎には「資本の発展」があることを理解しない。その真の意義を解明しようとするのではなく、マルクスの「リスト化」がすなわち彼の方法となった。それに対してカウツキーは、次の三点によって、資本主義を批判し、関税政策の歴史的な性格を規定した。①とくに90年代末の保護関税要求は、(イ)政府(財政)・(ロ)ユンカー土地貴族(食糧品関

税)・(ハ)鉄工業(カルテル関税)の三位一体による、有力になった労働者階級への権力政策的対抗であり、経済的発達を阻害するものである。②上の(ロ)は、労働力不足、土地価格の高騰による資本家的農業経営の窮境(農業問題)に基づくが、結局その大部分が労働者の負担に転嫁される、③(ハ)によって「擁護せられる資本家の独占団体」は、労働者を最も有利に圧迫しうる。

マルクスは、1848年の講演録「自由貿易問題」で、自由貿易か保護貿易かは直接には資本にとっての問題であるとする一方で、自由貿易によって促進される資本主義の完成は、同時に「社会主義的發展への根本的条件」をなす——というのは、労働者は自分の窮迫の原因を資本家的生産様式自体に求めなければならなくなるし、また資本家の一般の勢力、圧迫、搾取の増進に対抗し労働者の組織と力も増大するから——という理由で、自由貿易に賛成すべきものとした。労働者を歴史の実験台に据える非人間的自由貿易主義の廉でマルクス批判者に格好の餌食を与えたこの社会主義の必然性の論理は、後に『資本論』第一巻第七篇の「資本主義的蓄積の歴史的傾向」の節で「否定の否定」としてさらに詳説されることになる。エンゲルスも、マルクスの講演録の1888年のアメリカ版序文で基本的に同様な立場を明らかにした。それに対して宇野は、「かくてマルクスの主張はいわば40年間の世界史的試験にパスした社会主義の関税論である」という。そして実際問題へのその適用としてカウツキーの見解を肯定的に評価するのであるが、ここには大きな問題があった。

つまりマルクスは、自由貿易を資本主義に本来的な原則(レセフェール主義)とみたのであり、それを特に自由主義段階に必然的な産業資本の利害と調和する政策として具体的に規定することは問題にならなかった。A. スミスが経済過程の自律性の一般的な証明に

よって、自由貿易を普遍化したこととも通ずるが、19世紀中葉の産業資本の現実的支配が原理的に抽象化されると共に、この政策の特殊歴史的性格も捨象された。そのことが他面で、社会主義イデオロギーによる「否定の否定」の論理に裏付けられて、マルクスの政策上の主張を可能にさせたのである。カウツキーが保護関税を資本主義の帝国主義段階の政策と規定しえず、政治主義的理解に偏し自由貿易を主張したのも、まったくマルクスに忠実に従った結果である。

宇野は、「問題はすでに自由か保護かではない」として、カウツキーの帝国主義政策に対する認識の不十分性を認め、その克服のためには「命がけの飛躍」が必要だったことを指摘するが、その限界をマルクスの方法にはまで遡及することはしなかった。宇野は、カウツキーに対して、一方では「ヒルファードング、ルクセンブルグの帝国主義」研究によって批判的な観点を得ながらも、むしろマルクスの原則に従うものとして、その理論的・実践的立場を基本的に擁護することになったのである。こうしたみずからの立場の分裂・混乱を追求していけば、『資本論』の帝国主義論に対する方法的関連、さらにマルクスにおける政策、歴史、論理（原理）の関連が問題とならざるをえなくなるが、この点はまだ方法論上明確に自覚されていなかった。

以上の五篇の論文では、「経済政策論が理論的に主張できるか」ということが共通の「テーマ」とされていた。統制経済や広域経済の学問上の合理化のために経済学が総動員されるようになった30年代の世界的危機の時代に、直接何らかの経済政策を主張することが経済学にとって可能か、という科学としての経済学の根本的性格が問題にされたのである。宇野は、それは「結局、マルクスの〈自由貿易問題〉で解決されると思っていた」（宇野1970, 73）すでに帝国主義段階論が問題とされており、リストや歴史学派あるいは日

本資本主義論争への批判も、後進国の特殊性の方法的な明確化としてより具体化され、カウツキーにも疑問が向けられたが、基本的にマルクス、エンゲルス、カウツキーによる、論理＝歴史＝政策という二段階論的手法を容認するという点に、この時期の宇野理論の特徴と限界があった^(注3)。

二段階論から三段階論へ

1938年、宇野は治安維持法違反容疑で検挙され休職を命じられたために、それまでのような経済政策論の講義と研究は全く不可能になった（ただし獄中にあって、パジョットの『ロンバート街』を翻訳、出版したことが宇野利子論の成立にとって極めて重要であったことは疑いえない）。以後約10年間（1938～48年）は、それまでほとんど手をつけることができなかった現状分析を「少しでも」「手がける」ことが宇野の強い希望となった。1941年に大学を辞職したのち、民間の研究所で次のようなテーマの研究が精力的に行われた。①ブロック化と植民地主義によって第二次大戦に帰結した第一次大戦以後の世界政治経済の分析。これは『糖業より見たる広域経済の研究』（1944年、「序論」「結論」を執筆）に代表される。②戦前に封建論争ないし日本資本主義論争として

^(注3) 小林昇は戦時中のリスト研究の著書（小林1943）で、宇野のリスト批判をマルクス主義的世界観によるものとして「不幸な論文」と冷笑した（宇野1970, 73）。この時期の宇野にマルクス主義の濃厚なイデオロギーの背景があったことは否定し得ないので、その限りで、小林の宇野批判は妥当であるといえるかもしれない。とはいえ宇野のリスト批判がマルクスの古典派批判と同様に、イデオロギーによる断罪の類ではないことは明らかである。それに対して小林は、その著書でリストの「学説の国民主義的志向」を自己の反マルクス主義的な広域経済論の学問的正当化に援用したのであった。戦後小林はマルクスとリストとの近親性を説くことに転じたが、自己の「前進的意図」に合わせた評価を与えるという点では何の変更もなかった。

論争され、戦後民主化が国民的課題となって改めて問題となったわが国農村の「封建的性格」の解明。これは『農業問題序論』（1947年）にまとめられた。③戦前に対して「民主主義的」に構造的変革をなした戦後日本経済の復興過程に関する分析。「国内経済 概観」として多数レポートされたが、論文「資本主義の組織化と民主主義」（1946）は、この分析の統一的視点を提示するものであった。（河西1983）

以上の現状分析的研究は、とくに宇野帝国主義論の成立という点からみても大きな意義をもっていた。『経済政策論下』として帝国主義論を執筆する約束をして以来、宇野にとっては、第一次大戦後のすでに一方で社会主義経済体制の出現をみた時代の世界政治経済の発展を、経済政策論として資本主義の世界史的発展のうちに典型的に説き得るか否かが、つねに問題として残されていた。『経済政策論下』の執筆が遅延していた一つの大きな理由（検挙・求職・辞職というような外部的事情以外の）もそこにあった。しかしここでの現状分析的研究から、宇野にとっては、第一次大戦以後の世界政治経済的発展が、資本主義の世界史的発展、特に帝国主義段階的特徴を遥かに超えるものであることがより明確になった。ここから一次大戦以後の「現状分析」から区別して、その都度の支配的資本による重商主義政策、自由主義政策、帝国主義政策を資本主義の世界史的発展にもとづく段階論として論じる方法が生まれた。

たとへば上の研究①では、ドイツの第一次大戦後の砂糖関税が、それ以前の直接金融資本と大土地所有にもとづく「独占的カルテル関税」からは区別され、新たに発生した「世界農業問題」を背景にする、自給化政策、農工業への国内統制、国際協定、広域経済の展開という一連の関連において把握された。また第一次大戦後の世界政治経済の発展が「世界農業問題」の解決を動力とするものとして

把握されることになる、各国資本主義の歴史的展開をいずれにも共通する「発展の法則」のそれぞれの歪曲として規定し比較対照する二段階論的な方法は、明らかに後退せざるをえない。イギリスなど直接一国の歴史的発展をとって「一般的規定」とするよりも、まず各国の発展を制約するような資本主義的世界市場の基本構造を歴史的に明確にするという課題が浮かび上がってくる。これらの点はこの時期の「世界資本主義」というタームの多用にもよく示されているが、先の②ではじめて、封建論争の背後に進行していた「昭和農業恐慌」を、第一次大戦後の「世界的な農業問題の特殊な表現」として、つまり「わが国の農業問題もまた世界資本主義が処理し得なかった問題を特殊な形で問題にして来たもの」として、理解することになった。それは、戦前の宇野の論文「資本主義の成立と農村分解の過程」で見られたような直接ドイツの19世紀末の農業問題を1920、30年代に頻発した日本の小作争議に対する、比較基準とみなす方法とは、明らかに異なっていた。

研究③では、第一次大戦後、とくに1930年代以来の世界的農業恐慌と各国の構造的失業に対する国家の全面的介入が、金融資本の組織化の限度を超える「一段高度の資本形態による組織化」として理解された。ナチズムについては、金融資本をその主体とみなすコミンテルンの理解——ディミトロフの「金融資本の最も反動的なテロル独裁」なる有名なテーゼに示された——と異なって、むしろ金融資本の支配的階級としての組織化の限度に対するものとみなされ、またナチズムの破綻に対するニューデールの型の「民主主義的」な「国家による資本主義の新たな組織化」が、二次大戦後の日本にも展望された。

一次大戦前のインターナショナリズム（主権国家群関係）とレッセフェール主義（国家の経済への不介入）を超える、大戦以後の国家の国内経済への介入および世界政治経済的発展。

宇野はもともと、国家の経済的基礎からの相対的独立性を重視していた。最も典型的には16世紀前半までの絶対王政期に見られるように、「未だ支配的な階級関係の確立なき過渡期なる時期においては政治的権力は極めて強大なる勢力を獲得し、みずから直ちに経済的勢力に転化しかかるものとして作用することも少なくない」と。宇野は、支配的資本と国家の政策との歴史的対応関係をつねに問題にしてきたために、逆に資本と国家権力との分離の可能性を積極的に認める見方を得たともいえる。

ともかく宇野にとっては、第一次大戦以後国家の政策は、金融資本といった支配的資本によるものではもはやなかった。金融資本の組織化の限度を超える「一段高度の資本形態による組織化」とされたが、その資本形態なるものがなんであれ、「極めて強大なる勢力を獲得」した「政治的権力」が「みずから直ちに経済的勢力」として「作用する」時代が到来したのである。宇野にとっては、資本主義の世界史的発展を典型的に説き得る時期を一次大戦以前に限定し、それを資本主義の原理論に対応する資本主義の発展段階論として明確にすることは当然の流れであった。

一方で1947年に東大の社会科学研究所に移る頃から、宇野の経済学研究の重点は、戦後の『資本論』研究の復活と相まって経済原論に置かれるようになったが、このことは、段階論の成立にさらにいっそう重大な意味をもった。『価値論』(1947年)、『経済原論上下』(1950、52年)、あるいは『恐慌論』(1953年)によって、『資本論』が原理論あるいは純粋資本主義論として体系的に純化されることになる。マルクスやレーニンのように資本主義の「生成、発展、消滅」というような歴史的過程を直接原理的に規定すること、しかもそれが一国の「発展の法則」を示すことなどは、もはや問題にならない。

資本主義の歴史過程がその原理的規定から

解放されることになる、はじめて原理と歴史の区別と関連の問題も自覚的に認識されることになる。まさしく宇野にとって——それはまた同時にマルクス経済学史上においてということでもあったが——「『資本論』とレーニンの『帝国主義論』との関連という問題」が初めて方法的に明確に意識されるようになったのは、戦中・戦後にかけてのこの時期においてであった^(注4)。一般に問題の明確な提起はすでにその解決を含むものであるが、こうして原理論を基準にして資本主義の段階的発展、特に帝国主義段階の世界史的地位を規定するという方向が明確になってきた。

原理論はあらゆる社会形態に通じる経済原則(生産、分配、消費、労働生産力の増大)を私有制と価値法則を通じて実現するものとして、資本主義社会の特殊歴史的な、自立的存在の根拠を論証する。資本主義の世界史的発展は、純粋資本主義論理による経済原則の実現を現実的に商人資本(重商主義)、産業資本(自由貿易)、あるいは金融資本(関税政策)による国家政策支配を通じて実現するものとして、段階論を構成する。さらに、原理論と段階論との区別は、第一次大戦後の世界政治経済の発展を帝国主義段階論から区別し、具体的に現状分析の対象とする方法をよりいっそう明確にすることになった。

1950年の論文「世界経済論の方法と目標」は、一次大戦後の世界政治経済的展開の分析では、国際政治と区別された国際連盟やコミンテルンによる「世界的政治経済の物質的基

^(注4) この点について宇野自身は次のように述べている。「——『資本論』が、たとえば帝国主義論とどう関連するかという問題があるでしょう。そうするのは、しかしあの当時(『経済政策論上』を書いたころ——引用者)ほんとうは明確にはまだわかっていないからね。というのは、『資本論』の理論自身をもっと整理しなければならないという考えとともに発展してきたわけで、それは戦前に明確にはいえなかった。いわばまだ残された問題になっていたと思うね。」(宇野 1970, 1973)

礎」を明らかにするものとして、「世界農業問題」をその焦点に置くべきことを提唱したが、このような方法は原理論の確立によって「ある程度反射的に推論出来る」こととみなされていた。ここで「反射的に推論出来る」とは、一次大戦以後の世界的政治経済体制の展開は、資本による経済原則の原理的・歴史的実現の不可能性——つまり資本主義の時代の終わり——を根拠にするものである、と解釈できよう。

宇野にとっては、一次大戦以後、労働組合が格段と勢力を増して、多かれ少なかれ労働賃金を中核的な労働者自身が経営者との交渉と妥協において政治的に決めるということになると、原理論が論証する資本の支配・資本主義社会存在の根拠をなす労働力商品化は「止揚」されているということになる。「所有と経営の分離」とか「企業それ自体」とか「経営者の社会」とかではないが、宇野においても、現代の脱資本家の企業存在・脱資本主義社会は認識されていた。脱資本家的企業と世界政治経済との統一的理解に焦点を絞る現状分析的展望が全くなかったわけではない。

かくて1954年に、「旧著上巻と予定した下巻とを簡単に一冊」にまとめるものとして公開された『経済政策論』において、第一次大戦以後の世界政治経済の発展は、資本主義の本質（原理論）と歴史的形態（段階論）を相対化しそれから離脱するものとして現状分析の対象をなすとされ、ここにいわゆる三段階論が成立した。戦前のように論理・歴史・政策を明確に区分せずに各国の資本主義のいずれにも貫徹する歴史「発展の法則」を認め、その歪曲としてそれぞれの特异性を規定するというような一國資本主義的發展史観・マルクス以来の二段階論的方法は、事実上まったく払拭された。

『経済学方法論』（1962年）では、「資本主義の発展の段階規定は、各段階において指導的地位にある先進資本主義国における、支配

的な産業の、支配的な資本形態を中心とする資本家的商品経済の構造を、いわゆる〈ブルジョア社会の国家形態での総括〉としても、世界史的に典型的なるものとして、その国家形態自身も、また〈国際関係〉も、この発展段階に応じて変化するものとして、説明するものとなる」とされた。段階論では、商人資本・産業資本・金融資本が、それぞれ羊毛工業・綿工業・重工業の労働生産力的発展を基礎にして、労働生産過程をみずからの現実的な運動のもとに基本的に実現しうることが実証される。これらの資本形態がそれぞれ国家の重商主義・自由主義・帝国主義の経済政策そしてレッセフェール世界市場の発展に指導的な影響を及ぼしうるというのも、あらゆる社会形態の存立の基礎としての労働生産過程に対する資本の支配的關係（このこと自身は原理論が論証する）の現実的な実現をその根拠にするからにはかならない。

それに対して、封建社会から資本主義への過渡期、資本主義のある発展段階から次の発展段階への移行期、あるいは世界市場で指導的でない資本主義国や産業部門の発展においては、何らかの資本形態が、生産過程を直接的に支配し社会的な再生産をみずからの活動によって実現しうるものとして、国家の政策をみずからの利害に調和させる、ということを実証することは難しい。多かれ少なかれ国家と資本の支配に代わってきわめて重要な意義を有するこれらの歴史的過程、そしてとくに一次大戦以後の主権諸国家体制をこえる世界政治経済の発展は、段階論の対象領域とは当然に区別されざるをえない。

こうして宇野においては、いわゆるタイプ論として「段階論の抽象性」がいつそう明確になったことと対応して、『経済政策論』（1954年）では方法論上なお懸念されていた一次大戦以後の「現代資本主義」の位置づけについて、『経済政策論改訂版』（1971年）によって「現状分析としての世界経済論の課

題」をなすことが確定された。(河西1983)

しかしながら、宇野は資本家の企業が循環資本と固定資本所有との二元論的存在であることを最後まで明確にし得なかった。固定資本の形成・蓄積は、あくまでもレッセフェール金融システムとの関連において行われる歴史的な過程である。段階論によってしか解明できない。一方原理論は次のことを論証する、循環資本は、歴史的かつ本源的に形成される固定資本の存在を前提にすることによってはじめて、生産・分配・消費の経済原則をその自律的な純粹論理・経済法則のうちに実現することができる、と。宇野は固定資本を循環資本の流通形態論理に還元したために、けっきょくは原理論・論理と段階論・歴史との、方法論上はともかく、内容上の区別と関連づけにおいて失敗した。

以上、三段階論は、宇野の生涯にわたる学問的営為の結果として、50年前にたしかに世に生まれ出た。ただし重度の未熟児として。この点を認める以外に宇野理論の再生の道はありえない。

〈参考文献〉

小幡道昭(2015)「宇野理論とマルクス」, 鶴田満

彦・長島誠一編『マルクス経済学と現代資本主義』桜井書店

伊藤誠(2014)「21世紀の資本」論と『資本論』——格差拡大の政治経済学——『現代思想』(1月臨時増刊号)(2014Vol.42-17)青土社

トマ・ピケティ(2013)山形浩生・守岡桜・森本正史訳(2014)『21世紀の資本』

山口克重(2013)「資本主義の不純化と多様化」『季刊経済理論』第50巻第2号(桜井書店)

小幡道昭(2010)「純化傾向と体系的純化」桜井毅・山口克重・柴垣和夫・伊藤誠編『宇野理論の現在と論点』(社会評論社)

伊藤誠(2009)「降旗節雄さんの学問的業績を偲ぶ」『追想降旗節雄』

Arndt Riechers(1996) Das > Unternehmen an sick < Die Entwicklung eines Begriffes in der Aktienrechts discussion des 20. Jahrhunderts, J. C. B Mohr (Paul Siebeck) Tübingen

河西勝(1983)「第2章 経済政策論研究」。清水正徳・降旗節雄(1983)『宇野弘蔵の世界——マルクス理論の現代的再生——』有斐閣

宇野弘蔵(1970, 1973)『資本論五十年上, 下』法政大学出版会

小林昇(1943)『フリードリッヒ・リスト序説』伊藤書店